

辻村電工株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、社員全体が働きやすい環境をつくるために以下のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年1月1日～令和7年12月31日（3年間）

2. 内容

＜目標1＞ 不具合による後戻り作業をなくし、業務効率を向上

＜対策＞

令和5年1月～ 不具合対応による後戻り作業をしないため、チームでの不具合改善活動を実施。不具合改善活動とは、事前に仕様・日程・リソース(人、モノ)を漏れなく確認、計画することで、不具合を撲滅する活動。

＜目標2＞ 社員の作業負担を低減するため、新規協力業者の採用

＜対策＞

令和5年1月～ 従業員の負担の平準化のため、短期的に受注量が多い時期に業務応援を要請できる、新規協力業者を採用する。

＜目標3＞ ワークライフバランスの充実

＜対策＞

令和5年1月～ 会社公休数を毎年1日ずつ増やす。